別紙 サービス購入量 2B の減額措置

別紙 リーロス購入車 26 の減額指直		
条件 / ペナルティポイント		措置
当四半期	前四半期	
・ 0~86点	・ 0~86点	・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の満額支払
	(減額なし)	
	・ 87~344 点	・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の満額支払
	(減額)	・ 市による前四半期のサービス購入料 2B の減額分の支払(復活)
	・ 345 点以上	・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の満額支払
	(支払停止)	・ 市による前四半期のサービス購入料 2B の 50%支払(復活)
・ 87~344 点	・ 0~86点	・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の減額
	(減額なし)	・市による是正勧告
		・ 事業者による業務改善報告書の提出
	・ 87~344 点	・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の支払停止
	(減額)	・ 市による是正勧告
		・ 事業者の業務改善計画書の提出
	・ 345 点以上	・ 市による協議会の開催
	(支払停止)	【協議会の結果、維持管理業者の変更を行うと判断される場合】
		・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の支払停止
		・ 市による是正勧告
		・ 事業者による業務改善計画書の提出
		・ 維持管理業者の変更
		【協議会の結果、維持管理業者の変更を行わないと判断される場合】
		・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の支払停止
		・ 市による是正勧告
		・ 事業者による業務改善計画書の提出
・ 345 点以上	・ 0~86点	・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の支払停止
	(減額なし)	・ 市による是正勧告
		・ 事業者による業務改善計画書の提出
	・ 87~344 点	・ 市による協議会の開催
	(減額)	【協議会の結果、維持管理業者の変更を行うと判断される場合】
		・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の支払停止
		・ 市による是正勧告
		・ 事業者による業務改善計画書の提出
		・ 維持管理業者の変更
		【協議会の結果、維持管理業者の変更を行わないと判断される場合】
		・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の支払停止
		・市による是正勧告
		・ 事業者による業務改善計画書の提出
	・ 345 点以上	・ 市による協議会の開催
	(支払停止)	・・市による金融機関との協議
		【両協議の結果、本契約を終了すると判断される場合】 ・ 本契約の終了又は事業者の変更
		・ 本契約の終」又は事業者の変更 【両協議の結果、本契約を終了しないと判断される場合】
		・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の支払停止
		・ 市による是正勧告
		- 事業者による業務改善計画書の提出
		維持管理業者の変更
	1	